（組織再編成等実施計画に係る規定の準用）

第七十四条の四　第六十四条から第七十四条まで（第七十二条第二項第二号を除く。）の規定は、法第三十四条の十五第二項において法第三十四条の十（第一項及び第七項を除く。）及び法第三十四条の十一から法第三十四条の十三までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、「組織再編成等実施計画」とあるのは「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第六十六条	同項第三号	法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十第二項第三号
第六十七条第一号	予定している	予定している法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第六十八条	同条第一項	法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十一第一項
第七十条	第三十条の二十四第二号	第三十条の二十六において準用する令第三十条の二十四第二号
	対する	対する法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第七十一条	農林水産大臣が	農林水産大臣が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第七十二条第二項	農水産業協同組合が	農水産業協同組合が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第七十二条第二項第四号ロ	記載された	記載された法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第七十二条第二項第五号	その他	その他法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
第七十三条	農林水産大臣は、	農林水産大臣は、法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する

［条を加える。］